

岩手県告示第204号

特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号。以下「条例」という。）第4条第1項及び第11条第1項（条例第13条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、閲覧及び謄写の場所を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行し、特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の規定による閲覧の場所の指定（平成10年岩手県告示第1028号）は、同年3月31日限り、廃止する。

平成24年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 条例第4条第1項の規定により指定する閲覧及び謄写の場所

(1) 盛岡市内丸10番1号 岩手県政策地域部NPO・文化国際課

(2) 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所

<p>閲覧又は謄写に係る書類を提出した特定非営利活動法人（以下「法人」という。）の主たる事務所が盛岡市、八幡平市、岩手郡及び紫波郡の区域内に所在する場合（岩手郡のうち葛巻町にあつては葛巻町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、紫波郡のうち紫波町にあつては紫波町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）</p>	<p>盛岡市内丸11番1号 盛岡広域振興局経営企画部</p>
<p>法人の主たる事務所が花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在する場合（花巻市にあつては花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、北上市にあつては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、一関市にあつては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、奥州市にあつては奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、和賀郡にあつては和賀郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、胆沢郡にあつては胆沢郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）</p>	<p>奥州市水沢区大手町一丁目2番地 県南広域振興局経営企画部</p>
<p>法人の主たる事務所が釜石市及び上閉伊郡の区域内に所在する場合（釜石市にあつては、釜石市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）</p>	<p>釜石市新町6番50号 沿岸広域振興局経営企画部</p>
<p>法人の主たる事務所が宮古市及び下閉伊郡（普代村を除く。）の区域内に所在する場合</p>	<p>宮古市五月町1番20号 沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター</p>
<p>法人の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合（大船渡市にあつては大船渡市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、陸前高田市にあつては陸前高田市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）</p>	<p>大船渡市猪川町字前田6番地1 沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター</p>
<p>法人の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合（久慈市にあつては久慈市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、下閉伊郡のうち普代村にあつては普代村の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、九戸郡のうち、野田村にあつては野田村の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、洋野町にあつては洋野町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）</p>	<p>久慈市八日町一丁目1番地 県北広域振興局経営企画部</p>

<p>法人の主たる事務所が二戸市、九戸郡軽米町及び九戸村並びに二戸郡の区域内に所在する場合（二戸市にあつては二戸市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、九戸郡のうち軽米町にあつては軽米町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、二戸郡にあつては二戸郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）</p>	<p>二戸市石切所字荷渡 6 番地 3 県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター</p>
--	--

2 条例第11条第1項の規定により指定する閲覧及び謄写の場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県政策地域部NPO・文化国際課